



事業系生ごみ処理機設置補助金を創設

事業者のごみ減量を支援

豊中市は、事業系一般廃棄物排出量の削減を図るため、生ごみを消滅または堆肥化する生ごみ処理機を新たに導入する市内事業者に補助金を交付します。

事業系生ごみ処理機設置補助金の概要

【補助金の交付額】

生ごみ処理機本体の価格および設置費用（消費税および地方消費税を除く。）を加えた額の半額。（上限200万円、1事業所1回限り。）

【対象となる生ごみ処理機】

生ごみを発酵・乾燥等の方法で分解することにより、減量、消滅、または堆肥化することが可能な機械（デスポーザを除く。）で、処理能力が1日に10キログラム以上のもの

【対象者】

市内に事業所等を有している事業者で、当市に納付すべき市税の滞納がないもの

【申込受付開始日】

令和5年5月1日（月）（※導入前に申し込みが必要。予算額に達し次第終了。）

詳細はこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/gomi_risaikuru_bika/genryou_recycle/jigyoukeinamagomi.html

【報道機関からの問い合わせ先】

環境部 減量計画課

担当：西岡・永富・中村

TEL：06-6858-2279

E-mail：genryou@city.toyonaka.osaka.jp